

意見書案第 1 号

道路特定財源関連法案の年度内成立に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 2 月 20 日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋 崎 嘉 夫

” 廣 田 健 一

” 松 原 成 文

” 小 林 貴美子

” 岩 崎 善 幸

” 後 藤 晶 一

道路特定財源関連法案の年度内成立に関する意見書

川崎市では、都市計画道路の約4割が未完成であるなど、未だ道路整備が立ち遅れた状況にあり、道路交通の円滑化や安全・安心・快適な道路環境の形成が重要課題となっている。

このため、道路網の整備とともに、連続立体交差化等の踏切対策、バリアフリー化、沿道環境対策、無電柱化、通学路の歩道整備、防災機能の向上等の対策を着実に推進していくことが極めて重要であるほか、さらに、今後急増が見込まれる老朽橋梁等の修繕・更新を計画的に進めていくことも必要となっている。

本市では、これら市民ニーズの高い道路事業を実施するに当たり、道路特定財源からの歳入のみでは賄えず、毎年多額の一般財源を投入しているのが現状である。

このような中、道路特定財源の暫定税率等が廃止されると、本市の財政は大幅な歳入不足となり、暮らしや経済活動を支える道路の整備や維持管理が困難となるばかりか、本市が取り組む行財政改革の推進を妨げるほか、教育や福祉など他分野のサービス低下を招くおそれもあるなど、市民生活に深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

よって国におかれては、必要な道路事業の着実な推進や市財政の運営に支障が生じることのないよう、道路特定財源の暫定税率等を維持するための関連法案を確実に年度内に成立させるため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣